シアン化合物を含有する豆類	［略］	
	使用の方法	食品衛生法第十三条第一項の規定により定められた使用基準に合う方法を表示する。
［略］		
食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。以下この項において同じ。）	［略］	
	保存の方法	食品衛生法第十三条第一項の規定により定められた保存の方法の基準に合う方法を表示する。
［略］		
	加工施設の所在地の都道府県名（輸入品にあっては、原産国名）及び加工施設である旨を冠した当該加工施設の名称を表示する。	
［略］		
生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳	［略］	
	生乳、生山羊乳、生めん羊乳又は生水牛乳である旨	1　「生乳」、「生山羊乳」、「生めん羊乳」又は「生水牛乳」を表示する。 2　［略］
鶏の殻付き卵	［略］	
	使用の方法	食品衛生法第十三条第一項の規定により定められた使用基準に合う方法を表示する。
［略］		
切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）	［略］	
	保存の方法	食品衛生法第十三条第一項の規定により定められた保存の方法の基準に合う方法を表示する。
［略］		

シアン化合物を含有する豆類	［同上］	
	使用の方法	食品衛生法第十一条第一項の規定により定められた使用基準に合う方法を表示する。
［同上］		
食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。以下この項において同じ。）	［同上］	
	保存の方法	食品衛生法第十一条第一項の規定により定められた保存の方法の基準に合う方法を表示する。
［同上］		
	加工施設の所在地の都道府県名（輸入品にあっては、原産国名）及び加工施設である旨を冠した当該加工施設の名称を表示する。	
［同上］		
生乳、生山羊乳及び生めん羊乳	［同上］	
	生乳、生山羊乳及び生めん羊乳である旨	1　「生乳」、「生山羊乳」又は「生めん羊乳」を表示する。 2　［同上］
鶏の殻付き卵	［同上］	
	使用の方法	食品衛生法第十一条第一項の規定により定められた使用基準に合う方法を表示する。
［同上］		
切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）	［同上］	
	保存の方法	食品衛生法第十一条第一項の規定により定められた保存の方法の基準に合う方法を表示する。
［同上］		